

あらゆるご希望にお応えします

個人型・合祀型

無期限・一定期間後合祀

最初から合祀

千手観音墓苑



ご挨拶

個人用・合祀用 併設型 永代供養墓

「**千手観音墓苑**」は、あらゆる方のご希望にお応えできる永代供養墓です。

個人用のお墓として使用し、ご逝去後は無期限の永代供養墓として使用したい。

ながらく親戚のお墓を守ってきたが、これ以上の墓守は難しい、格安にて永代供養をしたい。

もちろん、大丈夫です。どんな方のどんなご要望にもお応えできる設計となっております。

高庵寺には無縁墓地はありません。祭祀承継者（墓守）のいらっしやらない方の墓地はございます。

高庵寺にご縁があった御霊は、祭祀承継者がいなくなっても、高庵寺が祭祀を行い、決して無縁仏にしない。そのための永代供養墓です。

どうかご安心ください。高庵寺に仏縁のあった御霊は、最後まで必ず高庵寺が。ご供養いたします。

高庵寺二十六世 遊山泰紀敬白

早朝の千手観音像



千手観音像、一日の内で何度もその表情を変えます。

朝、太陽が昇る頃、朝日を浴びて神々しいまでの表情を見せます。

日没直前の千手観音像



千手観音像が、その最も美しい姿を見せる瞬間です。特に春秋の彼岸の頃には、日没直前、太陽の光が後光が射すように設計しました。

僅か数十秒のお姿ですが、1秒1秒その表情を変えられる千手観音像の神々しいまでのお姿をお楽しみください。

個人用のカロート



個人用のカロートには、骨壺のまま納骨となります。骨壺を納めたカロートの表に、銘版を貼り、通常の墓地としても使用可能です。

既にご使用になっております三関様は、ご本人が存命中は、普通墓地と同じく使用され、ご本人ご逝去後は、無期限永代供養墓として、高庵寺の存続する限り、無期限に高庵寺がご供養することになります。

4名の方の戒名等が刻字されておりますが、ご本人存命のため、**朱**にての刻字となっております。

合祀用のカロート



合祀用のカロートには、中央の千手観音像の真下にあります。骨壺からお骨を取り出しての納骨となります。やがて土に還ります。

高庵寺合祀墓地管理規則

(目的)

第1条

本規則は高庵寺墓地管理規則に基づき、現在及び将来に渡って、無縁仏を出さないため、高庵寺が供養を行う合祀墓地を設け、その使用が適切に行われることを目的とする。

(名称及び墓所)

第2条

上記合祀墓地の名称を「千手観音墓苑」とし、高庵寺本堂西側に設置する。

(管理者)

第3条

墓地の管理者及び使用許可権限者は高庵寺代表役員(住職)とする。

(管理者の権限)

第4条

管理者は本細則の定めるところにより墓地を管理し、使用許可他一切の権限を有する。

(合祀墓地の使用)

第5条

合祀墓地の使用は、高庵寺檀信徒のみに許可する。またその設置目的に照らし、永代供養を原則とする。ただし、管理者が認めた場合はこの限りではない。

(合祀墓地による新規入檀)

第6条

合祀墓地への新規入檀者は、入檀料を免除する。ただし、後日普通墓地への改葬を希望する場合は、改めて普通墓地使用の手続きをしなければならない。

(合祀墓地使用者の義務)

第7条

永代供養開始他の事情で祭祀者が消失しない限り、護持会費の納入等通常の檀信または信徒と全く同じ義務を負う。

(合祀墓地への納骨)

第8条

通常の檀信徒と同じく、高庵寺住職が葬儀を執行した者だけが納骨できる。ただし、特別の事情があり、管理者が承認した場合はこの限りではない。

(改善命令及び使用許可の取り消し)

第9条

普通墓地使用者に準じて、管理者は改善命令を出すことができる。また同じく、使用者が命令に従わないときや、著しい違反行為があったときは、使用許可を取り消す。

その場合、既に支払った志納金は一切返却しない。

(免責事項)

第10条

天災、戦争等の不可抗力により、上記運営を履行することが不可能になった場合は、高庵寺は免責とする。

(規則に定めない事項)

第11条

本細則に定めない事項については、関係法規等の定めるところによる他、その都度管理者が決定する。

附則

- 1 本細則の改定は当寺責任役員会の議決により行う。
- 2 本細則は平成15年4月1日より施行する。
- 3 平成22年9月4日全面改訂、即日施行。

高庵寺永代供養規定

(目的)

第1条

本規定は宗教法人曹洞宗高庵寺（以下高庵寺という）が高庵寺墓地管理規則及び同細則及び高庵寺合祀墓地管理規則並びに関連法規に基づき、祭祀継承者のない檀信徒及びその他の事情にて縁故者による祭祀継承を望まない檀信徒のため、埋骨及び供養と管理に関する必要事項を定め、適切に運営されることを目的とする。

(管理者)

第2条

墓地の管理者及び使用許可権限者は高庵寺代表役員(住職)とする。

(管理者の権限)

第3条

管理者は本規定の定めるところにより墓地を管理し、使用許可他一切の権限を有する。

(墓所)

第4条

高庵寺合祀墓地「千手観音墓苑」、及び普通墓地、及び高庵寺個人向け永代供養墓「自在林」（以下自在林と記す）を以て永代供養墓とする。

(永代供養の内容)

第5条

永代供養の内容については、別に定める。

(契約手続き)

第6条

永代供養を希望する者は、所定の永代供養願い（別記様式2）に必要事項を記入のうえ、所定の費用（別表2）を添えて願い出なければならない。

自在林においては、所定の永代供養願い（別記様式3）に必要事項を記入のうえ、所定の費用（別表3）を添えて願い出なければならない。

2 管理者は所定の手続きを完了した者に対し、速やかに契約書を作成し、両者の署名捺印を得るものとする。なお、契約書は2通作成し、両者各1通ずつ保持するものとする。

3 契約には事情により、両者合意のうえ、規定にない特記事項を付帯することがある。

(永代供養契約者の義務)

第7条

契約書に記載された永代供養開始日迄は、高庵寺檀徒または信徒としての責務を負う。

2 契約締結後は一切の費用の返還は行わない。

3 高庵寺合祀墓地に合葬以降は改葬できない。それ以前については、管理者の許可を得て改葬することができる。ただし、そのための費用については、改葬を希望するものが一切を負担する。

(免責事項)

第8条

天災、戦争等の不可抗力により、上記契約を履行することが不可能になった場合は、高庵寺は免責とする。

ただし、上記以外の要因により同様の状況になったときは、法人と当事者間の協議により善後策を実施する。

(規定や契約にない事項)

第9条

本規定や、他の高庵寺に関する規則、関連法規にない事項については、そのつど管理者が決定する。

附則

1 本規定の改定は当寺責任役員会の議決により行う。

2 本規定は平成15年4月1日より施行する。

3 本規定は平成22年9月4日全面改訂し、即日施行する。

4 本規定に、自在林に関する項目を付加し、平成23年7月17日より施行する。

1 諸費用（会計年度毎、永代供養開始迄）

護持会費	5,000円	※1 入檀された方全員
施餓鬼料	5,000円	※2 1卒塔婆
墓地清掃料	別途契約による	普通墓地使用の場合

※1 千手観音墓苑にて永代供養希望の方は信徒の場合は必要ありません。

※2 祭祀すべき対象が無い場合は必要ありません。

2 普通墓地にて永代供養の場合の費用

現在募集停止中

3 千手観音墓苑（高庵寺合祀墓地）にて永代供養の場合の費用

区分	費用
合祀（散骨での納骨）	¥100,000
分祀（骨壺での納骨）	¥300,000

注1：合祀の方は、1檀家当り何御霊でも1回の納骨の料金となります。

注2：字彫りについては、**事前の納入に限り**、1御霊につき、開眼供養料込みで50,000円となります。

通常は石屋さんへの支払い（文字彫刻料）と開眼供養料10,000円（お寺へのお布施）となります。

注3：合祀ではなく、個々の納骨スペースを使用なさる場合は分祀の金額となります。ただし、ご夫婦等、1檀家にて複数の納骨スペースを使用される場合、予め隣通しになるよう、事前に場所を指定させていただきます。

注4：注4：分祀の方に限り、個々の納骨スペースに〇〇家と黒御影石製の名盤（ネームプレート）を設置いたします。契約締結後速やかに上記施工をお願いいたします。普通墓地と全く同じ様に、生前に受戒し、戒名の字堀も可能です。普通墓地とほぼ同様の使い方が可能です。

注5：納骨手数料、名盤（ネームプレート）料、文字彫刻料他
石屋さんへの支払いは別途となります。

注6：葬儀・希望による法事布施は別途となります。

4 備考

当寺院の会計年度は4月1日より翌3月31日までとする。
会計年度途中の新規入檀者についても、当該年度の諸費用は全額納入とする。ただし、該当年度施餓鬼料については、法要以降については除外する。

5 附則

本表は平成26年4月1日より適用する。

6 注意

上記変更は予告なしに行うことがある。